

## 組合員の皆さん、お変わりありませんか。

この間、組合にもコロナ禍騒ぎの倒産、解雇などの相談がきています。

顧問弁護士の白根先生から以下のQ&Aを寄稿いただきました。以下要約を掲載します。全文はホームページに掲載しますので、ご自身やご友人の困難の解決への参考にして下さい。もちろん組合へもご相談ください。

コロナウィルス関連の相談が増えています。緊急事態宣言が解除されていることも想定されますが、緊急事態宣言期間中のトラブルが後々問題になることもあるので、参考にして下さい。

八王子合同法律事務所 白根心平

### 休業中の賃金支払いを求めよう

1 感染拡大予防のために会社が休みになった場合（緊急事態宣言前及び宣言解除後）

**問** 感染拡大予防のために会社が休みになってしまいました。休みになっている間の給料は支払って貰えないのでしょうか？

**答** 会社に対して、賃金全額の支払いを求めべきです。

#### 【解説】

感染拡大の防止を理由に会社が休業する場合（会社が労働者に労務を提供させること

が可能であるのに自らの判断によって休みにする場合）には、「使用者の責めに帰すべき事由」（民法 536 条 2 項）があると考えられます。そのため感染拡大予防を理由として会社が休みになった場合、休み中の賃金は全額支払われるべきです。

会社に対し、就労させるように求めたうえで、賃金全額の支払いを求めましょう。

- 会社が休みになった場合でも基本的に**100%の賃金を要求**すべきです。
- 100%の賃金がもらえない場合でも**6割相当の休業手当の支払**が必要とされます。
- 労働者としては、**働く意思があることを会社に示**しましょう。
- 在宅勤務であることは、賃金を下げる理由にはなりません。

### どの段階でも

**企業側の自主的休業なら**

**事業者は給料支払い義務**

**があります**



2 感染拡大予防のために会社が休みになった場合（緊急事態宣言期間中）

緊急事態宣言における協力要請等の段階について

**問** 緊急事態宣言が出されましたが、それによって、会社の事業などにどのような影響があるのか、自分の仕事がなくなってしまうのかがよくわからず不安です。

**答** 緊急事態宣言が出されても、それが業務にどのような影響を与えるのかは全国一律には決まりません。

- 「協力の要請」段階であるのか、
  - 施設の使用の停止等の「要請」の段階であるのか、
  - 要請に応じない場合の「指示」の段階であるのか、
- まずは**各都道府県が緊急事態宣言を受けてどのような要請や措置をしているのかを正**

**確に把握する**必要があります。各都道府県のホームページなどから要請や措置の詳細を確認して下さい。

### 【解説】

特措法に基づく措置といっても、法的には様々な段階があり、その効果は全く異なります。その影響を一律に論じて、事業の外部において発生した事業運営を困難にする要因であるとすべきではありません。

厚労省のQ&Aが結論として指摘するところ「**労働者を休業させる場合であっても、一律に労働基準法に基づく休業手当の支払義務がなくなるものではありません。**」といえ、緊急事態宣言に基づく要請や指示が出されても、**休業手当の支払は個別具体的な事情を考慮して決せられる**ことになるでしょう。

## 前進座への支援を



いつも素晴らしい芸能を見せてくれる前進座から支援金の訴えが寄せられました。

前進座は新型コロナ禍で、5月公演を含め当面の公演が中止に追い込まれ、経営に大きなダメージとなっています。この度、支援のお願いが届きました。

組合でも支援に取り組みたいと思っています。協力可能な方は下記組合口座へ振り込み、金額・名前を記入してCU三多摩へ電話・FAX等でご一報をお願いします。大江 振込口座

中央労働金庫立川支店

普通 115580

コミュニティユニオン東京

三多摩協議会 佐藤 義見

## 会議日程のお知らせ



### ★CU 東京三多摩協議会

#### 第6回定期大会

日時： 2020年8月2日（日）

午後2時

場所： 国分寺労政会館

※なお、7月12日の本部定期大会は縮小して開催が検討されています。

### ★CU三多摩協議会

#### 第6回執行委員会

日時： 7月19日（日）午後2時

会場： 三鷹コミュニティセンター  
（予定）

## この間の相談より

### ○コロナを理由とした倒産解雇

リサイクル着物の買い取り販売を業種とする事業者が、コロナで販売額が減少したとして、一方的に解雇通知。

全てのパート労働者を解雇。4月分の給料支払いストップなどの相談が寄せられ、対応しています。

### ○株式会社が運営する学童クラブで大量解雇

全国で幅広く保育所や学童クラブなどを運営する株式会社が、職員を大量解雇。不満に思った労働者が相談に。

団体交渉を申し入れるも、コロナ禍を理由に拒否。組合は引き続き交渉を要請し、解決を目指しています。

